

富士宮市立図書館雑誌スポンサー実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士宮市立図書館（以下「図書館」という。）における雑誌スポンサーの実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「雑誌スポンサー」とは、図書館資料費の新たな財源を確保するとともに事業経費を縮減することにより、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的に、雑誌書架周辺を広告媒体として活用し、民間企業等から広告掲出料の提供を受けることをいう。

(掲出方法)

第3条 広告掲出料を提供する者（以下「雑誌スポンサー」という。）が、広告掲出料を図書館に提供し、図書館が雑誌書架周辺に広告主の名称及び提供された旨を掲示する。

- 2 希望により配布用の広告チラシを置く場所を提供する。
- 3 雑誌スポンサーを図書館のウェブサイトにおいて公開する。

(雑誌スポンサーの対象)

第4条 雑誌スポンサーは、市税を滞納していない法人その他の団体事業者等を対象とし、個人は除くものとする。

- 2 雑誌スポンサー申込者が、「富士宮市有料広告掲載取扱要綱」第4条のいずれかに該当する業種、または、事業者である場合は、雑誌スポンサーの対象としない。また、雑誌スポンサーが広告掲出期間中においてこれらのものに該当するに至った場合も同様とする。

(広告の掲出期間)

第5条 広告等の掲出期間は、図書館が掲出を決定した月の翌月から翌年の3月31日までとし、1カ月を単位とする。ただし、掲出の決定が1月から3月になる見込みのときは新年度の4月1日からとする。

(広告の規格等)

第6条 広告の掲載内容は、「富士宮市有料広告掲載取扱要綱」第3条及び「富士宮市立図書館雑誌スポンサー実施要領」別表に準じるものとする。

- 2 希望により、配布用の広告チラシを置く場合は、A4判以下1枚もの（両面印刷可）で1種類のみとする。
- 3 広告等の位置は図書館が決定する。

(雑誌スポンサーの申込み)

第7条 雑誌スポンサーになろうとする者は、富士宮市立図書館雑誌スポンサー（新規・更新）申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、次に掲げる書類を添付し、富士宮市立中央図書館へ持参又は郵送で提出するものとする。

- (1) 雑誌スポンサーになろうとする者の概要が分かる書類
- (2) 広告の図案及び原稿

2 申込みは、隨時とする。

(雑誌スポンサー及び広告内容の審査)

第8条 雑誌スポンサーの申込みがあったときは、富士宮市立図書館雑誌スポンサー審査委員会（委員長：中央図書館長、委員：西富士館長、芝川館長、管理係長、サービス係長）において審査する。

2 審査後、承諾の可否を決定し、雑誌スポンサー（承認・不承認）通知書（様式第2号）により該当申込者に通知するものとする。

(広告掲出料の支払い)

第9条 雑誌スポンサーの広告掲出料については、月額1,000円とする。

- 2 支払い方法は、富士宮市が指定する日までに広告掲出料を納付するものとする。
- 3 振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とする。

(広告内容の変更)

第10条 雑誌スポンサーが広告の内容を変更しようとするときは、変更希望日の2月前までに広告内容の変更届（第4号様式）を図書館に提出しなければならない。

- 2 図書館は、広告内容の変更届が提出されたときは、速やかに広告掲出の可否を審査しなければならない。

(雑誌スポンサー広告掲出中止の届出)

第11条 雑誌スポンサーが掲出を中止するときは、契約期間満了の2月前までに、図書館に雑誌スポンサー広告掲出中止届出書（様式3号）を提出しなければならない。

2 雑誌スポンサーから掲出料の中止届出書の提供がないときは、雑誌スポンサー掲出料提供期間は自動的に更新するものとし、その後も同様とする。この場合において、更新後の広告の掲出期間は、更新前の広告の掲出期間満了日の翌年の3月31日までを限度とする。

(雑誌スポンサー取消し)

第12条 雑誌スポンサーから広告掲出中止届が提出されたとき又は「富士宮市有料広告掲載取扱要綱」第4条に該当することが明らかになった場合は、雑誌スポンサーを取消すものとする。

2 図書館は、前項の取消しが決定した場合は、速やかに雑誌スポンサー（承認・不承認）通知書（様式第2号）により、雑誌スポンサーに通知するものとする。

（事務取扱）

第13条 雜誌スポンサー制度の事務取扱は、図書館が行うものとする。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表

<広告掲出基準>

- 1 次のいずれかに該当するものは掲出しない。
 - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 政治性及び宗教性があるもの
 - (4) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれのあるもの
 - (5) 法律で禁止されている商品、無許可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - (6) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - (7) 市の広報事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
 - (9) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - (10) 社会的に不適切なもの
 - (11) 国内世論が大きく分かれているもの
 - (12) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 水着、裸体等を表現するもの。ただし、出品作品の一例等又は広告内容に関連するものであって、表示する必然性のある場合は、その都度適否を検討するものとする
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
 - ウ 残虐な描写等善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想又は想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体、精神及び教育に有害なもの